

5 ・ 27	5 ・ 26	5 ・ 25	5 ・ 24	5 ・ 23	月 日
13 ・ 30 } 19 ・ 55	12 ・ 30 } 17 ・ 15	13 ・ 50 } 20 ・ 10	13 ・ 30 } 20 ・ 0	入 21 ・ 30	出 入 監 の 時 刻 (時・分)
二時間 六時間二五分	一時間四五分 四時間四五分	二時間五〇分 六時間二〇分	二時間五五分 六時間三〇分	第一次逮捕	出 監 時 間 (約)
取 調	取 第一次勾留手続 調	取 検説 察明 庁書 送作 致成 調	取 調		出 入 監 の 理 由 (取調状況)
					本件殺人の事 実について 求されている 供述調書
警察官調書二通(一通は 一通は行動順序)事件、他の び二丁)	勾留質問調書	弁解録取書	警察官調書二通(一通は身 上経歴等、他の一通は 二二丁)事件(六丁及び	警察官調書一通(四丁) 弁解録取書	上記以外の供述調書等

6 ・ 2	6 ・ 1	5 ・ 31	5 ・ 30	5 ・ 29	5 ・ 28
13 9 ・ ・ 25 20 } } 23 12 ・ ・ 0 0	13 10 ・ ・ 0 10 } } 20 12 ・ ・ 10 0	16 13 9 ・ ・ ・ 10 15 0 } } } 21 14 12 ・ ・ ・ 45 40 0	16 10 1 ・ ・ ・ 0 45 25 } } } 20 10 4 ・ ・ ・ 0 55 50	14 ・ 0 } } 18 ・ 0	15 9 ・ ・ 10 35 } } 19 13 ・ ・ 40 40
九時間三五分 二時間四〇分	七時間一〇分 一時間五〇分	五時間三五分 一時間二五分 三時間	四時間 一〇分 三時間二五分	四時間	四時間三〇分 四時間五分
取 調	取 調	取 調	取 フこの頃 検査ポリ グラ 調	取 調	取 調
書同3の供述調	書同2の供述調	別表(一)番号1 の供述調書			
	■検察官調書一通 (事件)(二丁) ■	■警察官調書一通 (事件)(二丁) ■		等) (一〇丁) 検察官調書一通 (身上経歴)	

6 ・ 8	6 ・ 7	6 ・ 6	6 ・ 5	6 ・ 4	6 ・ 3
13 9 ・ 15 45 ・ 22 12 ・ 10 30	12 10 ・ 45 15 ・ 21 12 ・ 0 0	14 13 9 ・ 0 0 0 ・ 18 13 12 ・ 45 45 10	13 9 ・ 0 40 ・ 18 12 ・ 40 0	12 9 ・ 45 30 ・ 20 12 ・ 30 0	13 10 ・ 30 25 ・ 20 12 ・ 45 0
八時間五五分 二時間四五分	八時間一五分 一時間四五分	四時間四五分 三時間一〇分 四五分	五時間四〇分 二時間二〇分	七時間四五分 二時間三〇分	七時間一五分 一時間三五分
取 調	取 実況見分 （葺合警察署 内） 調	取 調	取 調	取 長第一回勾留延調	取 調
	同7・8の各 供述調書		同5・6の各 供述調書	同4の供述調 書	
警察官調書一通（三丁） 警察官調書一通（前記第一 の二の事件）（二一丁）		警察官調書一通（原判示罪 となるべき事実第一の三 ないし七の事件）（二六丁）	警察官調書一通（原判示罪 となるべき事実第一の二の 事件）（五丁）		

6 ・ 14	6 ・ 13	6 ・ 12	6 ・ 11	6 ・ 10	6 ・ 9
入 出 12 9 20 18 ・ ・ ・ 50 55 30 5 } } 18 11 ・ 0 45	12 3 ・ ・ 40 15 } } 18 6 ・ 10 10	13 9 ・ ・ 45 20 } } 17 11 ・ 40 55	17 10 ・ ・ 0 35 } } 19 14 ・ 35 50	15 10 ・ ・ 0 20 } } 19 12 ・ 55 5	11 ・ 0 } } 18 ・ 30
一時間五〇分 五時間一〇分	二時間五五分 五時間三〇分	二時間三五分 三時間五五分	四時間一五分 二時間三五分	一時間四五分 四時間五五分	七時間三〇分
積放 第二次逮捕	実況見分立会	取 調	取 調	取 調	取 長 第二回勾留延調
同 各11・12・13 供述調書		同 10の供述調 書			同 9の供述調 書
	検察官調書一通 （一九九丁） ■				警察官調書一通 （同級生に 話したこと等） （四丁）

6 ・ 20	6 ・ 19	6 ・ 18	6 ・ 17	6 ・ 16	6 ・ 15
4 ・ 15 } 5 ・ 55	9 ・ 30 } 18 ・ 40	13 10 ・ ・ 45 10 } } 17 12 ・ ・ 40 25	9 ・ 20 } 18 ・ 20	15 9 ・ ・ 5 50 } } 18 12 ・ ・ 35 25	な し
一時間四〇分	九時間一〇分	三時間五五分 二時間一五分	九時間	三時間三〇分 二時間三五分	
同行見分	取調	取調	取調 第二次勾留手続	取調 検察庁送致	
	検察官調書一通(前記第一の三ないし五の事件)(三丁)		勾留質問調書	警察官調書一通(身上経歴等)(四丁) 弁解録取書	

6 ・ 26	6 ・ 25	6 ・ 24	6 ・ 23	6 ・ 22	6 ・ 21
出 18 ・ 10	11 ・ 30 } 15 ・ 5	12 ・ 45 } 22 ・ 15	9 ・ 45 } 20 ・ 45	12 ・ 20 } 20 ・ 20	4 ・ 45 } 5 ・ 50
					14 ・ 20 } 18 ・ 10
					9 ・ 40 } 12 ・ 40
	三時間三五分	五時間二五分	九時間三〇分	一一時間	八時間
					一時間五分
					三時間五〇分
家庭裁判所送致	取 調	取 調	取 調	取 調	取 調
		同14・15の各 供述調書			
			検察官調書一通(前記第一 の七の事件)(二二丁)	検察官調書一通(前記第一 の三ないし六の事件)(二 五丁)	

月 日	7 ・ 20
出入監の時刻 (時・分)	入 19 ・ 5
出監時間 (約)	
出入監の理由 (取調状況)	ポリグラフ検査 逮 捕
本件殺人の事 実に ついて いる 請求 されて いる 供述 調書	
上記以外の供述調書等	警察官調書一通 () 事件 () 弁解録取書 (二二丁)

7 ・ 26	7 ・ 25	7 ・ 24	7 ・ 23	7 ・ 22	7 ・ 21
14 ・ 40 } 18 ・ 45	9 ・ 40 } 15 ・ 20	13 ・ 0 } 20 ・ 20	10 ・ 0 } 19 ・ 45	12 ・ 50 } 22 ・ 30	9 ・ 15 } 12 ・ 45
四時間 五分	五時間四〇分	七時間二〇分	九時間四五分	九時間四〇分 三時間三〇分	九時間五〇分
取 調	取 調	取 調	取 調	取 調	取 調
				勾留手続 別表(二)番号1 の供述調書	致檢察庁に本件送
事件) 檢察官調書一通 (一八丁)	事件) 警察官調書一通 (原判示罪となるべき事実第二の四の事件) (一一丁)	事件) 警察官調書一通 (二〇丁)	事件) 警察官調書一通 (二八丁)	勾留質問調書	警察官調書一通 (身上、經歷等) (九丁) 弁解録取書

7 ・ 31	7 ・ 30	7 ・ 29	7 ・ 28	7 ・ 27
出 13 16 ・ 5 20 } 16 10	9 ・ 10 } 20 ・ 10	18 9 4 ・ 55 57 20 } 7 21 } 5 40 55	9 ・ 51 } 20 ・ 15	9 ・ 20 } 20 ・ 20
三時間五分	一一時間	二時間五八分 五時間一〇分 三時間二〇分	一〇時間 二四分	一一時間
家庭裁判所送致 取 調	取 調	取 調 実況見分立会	取 調	取 調
同 8 の供述調書	同 6 ・ 7 の各 供述調書	同 4 ・ 5 の各 供述調書	同 3 の供述調書	同 2 の供述調書
検察官調書一通（帰宅までの行動）（七丁）	警察官調書一通（原判示罪となるべき事実第二の四の事件）（五丁）	警察官調書一通（原判示罪となるべき事実第二の二の事件）（六丁）		

別紙（原判示罪となるべき事実）

被告人Iは本件当時自動車整備工として働くとともに神戸市立■■■■高等学校定時制四年生に在学中であ

ったもの、被告人Fは昭和五一年二月、兵庫県立■■■■高等学校を卒業し、本件当時■■■■株

式会社で稼働していたものであるが、昭和五一年五月一五日夜、いずれも暴走族の暴走を見物する目的でそれ

ぞれの友人と共に [] 周辺に繰り出し、同日午後九時半ころから始まった前記の騒乱状態を見るうち興奮してこれに加わることとし、

第一 被告人Tは

一 同日午後一時すぎころ、神戸市 [] 区 [] 丁目 [] 番地付近の神戸市道中央幹線西行車道において、タクシー営業中の [] 運転手にかかる [] 株式会社所有の事業用乗用普通自動車（神戸 [] 号）が多数の者に取り囲まれて停車し、右 [] 及び乗客が危険を感じて一時下車した際、右多数の者と共謀のうえ、同人らとともに、同車の車体を押して転覆させ、足蹴りするなどし、その車体を大破（損害額約六九万六、一三〇円）させて同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して右 [] 株式会社所有の器物を損壊するとともに、威力を用いて右 [] 株式会社のタクシー営業の業務を妨害し、

二 昭和五一年五月一六日午前一時すぎころ、同市同区小野柄通二丁目一番一八号葺合警察署小野柄派出所前路上において、石一個を右派出所北側窓ガラスに投げつけ、右ガラス一枚（価格五、六〇〇円相当）を破壊し、もつて兵庫県警察本部長管理にかかる公有財産である器物を損壊し、

三 同日午前二時ころ、同市同区 [] 丁目 [] 番地付近の国道二号線東行車道において、タクシー営業中の [] 運転にかかる [] 株式会社所有の事業用乗用普通自動車（神戸 [] 号）が群衆から投石を受けて停車し、右 [] 及び乗客が危険を感じて一時下車した際、多数の者と共謀のうえ、同被告人以外の者らにおいて同車の車体を足蹴りし、同車を押して転覆させ、その場に居た氏名不詳者にお

いて同被告人が手渡したティッシュペーパーに火をつけて同車内に投げ入れてその車体を焼燬（損害額約一五二万七、六〇〇円）して同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して株式会社所有の器物を損壊するとともに、威力を用いて右株式会社タクシー営業の業務を妨害し、

四 同日午前二時ころ、同市同区丁目番地の付近の国道二号線東行車道において、タクシー営業中の運転にかかる株式会社所有の事業用乗用普通自動車（神戸い号）が群衆から投石を受けて停車し、右及び乗客が危険を感じて一時下車した際、多数の者と共謀のうえ、同人らとともに同車を押して転覆させ、同車内に火のついた紙を投げ入れて点火し、その車体を焼燬（損害額約一七五万四、八〇〇円）して同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して右株式会社所有の器物を損壊するとともに、威力を用いて右株式会社タクシー営業の業務を妨害し、

五 同日午前二時一〇分ころ、同市同区丁目番地付近の国道二号線東行車道において、観光旅行客一八名を乗せ運行中の運転にかかる株式会社所有の事業用乗合大型自動車（香か号）を認めるや、多数の者と共謀のうえ、同人らとともに同車に対し投石し、同車のフロントガラス等を破壊（損害額約五六万四、五〇〇円）して同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して右株式会社所有の器物を損壊し、威力を用いて右株式会社社の旅客運送営業の業務を妨害するとともに、右暴行により乗客らのうち、に対し加療約一六日間

を要する左上腕挫傷、前頭部挫傷及び左背部挫傷の、[]に対し加療約一〇日間を要する顔面挫傷及び左鼻翼部切創の各傷害を負わせ、

六 同日午前三時三〇分ころ、同市同区[]丁目[]番[]号付近の国道二号線西行車道において、タク

シー営業中の[]株式会社運転手[]運転にかかると、株式会社所有の事業用乗

用普通自動車（大阪[]号）が多数の者に取り囲まれて停車し、右[]及び乗客が危険を感じて

一時下車した際、右多数の者と共謀のうえ、同被告人以外の者らにおいて同車の車体を足蹴りし、同車を押して転覆させ、同被告人において同車内に火のついた紙を投げ入れて点火し、その車体を焼燬（損害額

約九二万三、四四六円）して同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して[]

[]株式会社所有の器物を損壊するとともに、威力を用いて右[]株式会社のタクシー

営業の業務を妨害し、

七 同日午前四時二〇分ころ、同市同区吾妻通五丁目二番一号葺合警察署前路上において、多数の者と共謀

のうえ、同人らとともに、同警察署庁舎に向け投石して同庁舎南側窓ガラス四枚（価格合計約四万六、

〇八〇円相当）を破壊し、もつて数人共同して兵庫県警察本部長管理にかかる公有財産である器物を損壊し、

第二 被告人Fは

一 昭和五一年五月一五日午後九時一〇分ころ、神戸市[]区[]町[]丁目[]番地付近路上において、タク

シー営業中の[]運転にかかると、株式会社所有の事業用乗用普通自動車（神戸[]い

■号）が多数の者に取り囲まれて停車し、右■が危険を感じて一時下車した際、右多数の者と共謀のうえ、同被告人らにおいて同車の車体を足蹴りし、同車を押して転覆させ、同被告人以外の者らにおいて同車内に火のついた紙を投げ入れて点火し、同車を焼燬（損害額約一〇三万二、五六〇円）して同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して右■株式会社所有の器物を損壊するとともに威力を用いて右■株式会社 of タクシー営業の業務を妨害し、

二 同日時、同場所において、右自動車を転覆させた際、同車内から路上に散乱した右■株式会社所有にかかる同車の売上金中、現金約三六〇円を窃取し、

三 同日午後九時一五分ころ、同所付近路上において、タクシー営業中の■運転にかかると

■株式会社が所有の事業用乗用普通自動車（神戸■あ■号）が多数の者に取り囲まれて停車し、右■が危険を感じて一時下車した際、右多数の者と共謀のうえ、同人らとともに同車の車体を足蹴りし、同車を押して転覆させるなどし、その車体を大破（損害額約八三万九、三三〇円）させて同車の運行を不能ならしめ、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して右■株式会社所有の器物を損壊するとともに、威力を用いて右■株式会社のタクシー営業の業務を妨害し、

四 同日午後一〇時ころ、同所付近の路上において、多数の者と共謀のうえ、暴走族の暴走行為に伴つて発生する群衆の違法行為の規制などの職務に従事していた兵庫県警察本部警備部機動隊第一中隊第一小隊（小隊長警部補■以下二三名）所属の警察官らに対し、投石するなどの暴行を加え、もつて右警察官らの職務の執行を妨害し、

第三 被告人T及び被告人Fは、昭和五一年五月一五日午後一時三〇分ころ、神戸市[]区[]丁目

番[]号付近の神戸市道中央幹線西行車道において、それより先[]交差点付近の交通規制に従事するため大型輸送車（兵[]ち[]号）に乗車して同所に到着した葺合警察署警ら第二係長警部補[]ら一

五名の警察官のうち、運転手の[]巡査を除く一四名の警察官が一旦降車したところ、群衆から投石され、木の棒で突くなどの暴行を受けたため、これを避けるため幌に覆われた右輸送車の後部荷台部分に再乗車した際、多数の者と共謀のうえ、被告人ら以外の者において同輸送車にむかつて石、空カン、棒切れ、火のついた紙等を投げ、運転席の屋根、及び、ボンネットに飛び乗り、木の棒で車体を叩き、幌内の右警察官らを木の棒で突き、同車を押すなどの、被告人Tにおいて同車のフロントガラスに対して石及びナンバークレートを投げつけ、同車の方向指示器を引きちぎり、同車を押すなどの、被告人Fにおいて同車に対し投石し、車体を足蹴りし、同車を押すなどの暴行を加え、よつて同車のフロントガラスなどを破壊し、もつて多衆の威力を示し、かつ数人共同して兵庫県警察本部長管理にかかる公有財産である器物を損壊するとともに、右警察官らの職務の執行を妨害し、右暴行により右警察官らのうち次表記載の者五名に同表記載の各傷害を負わせ

たものである。

番号	被害者氏名	傷害名	加療（又は全治）日数
1	■ ■ ■ ■	右手関節捻挫、左肩胛部・左上腕部・右下腿部・ 右前腕部打撲傷	加療約四六日間
2	■ ■ ■ ■	後頭部打撲傷、右肩部・上腕部挫傷、左大腿部 打撲擦過傷	〃 約 七日間
3	■ ■ ■ ■	右肘部・左胸部・左足関節部挫傷	〃 約 七日間
4	■ ■ ■ ■	右大腿部挫傷	〃 一五日間
5	■ ■ ■ ■	左肘部打撲傷	全治約 三日間

別表（本件決定において証拠能力が否定された供述調書一覧表）作成年は、いずれも昭和五一年。員は、司法警察員、検は、検察官、暴力行為法は、暴力行為等処罰に関する法律、公妨は、公務執行妨害、二
号書面は、刑事訴訟法三二一条一項二号該当書面の各略語である。

(一) 被告人T関係

番号	作成年月日、供述録取者	調書に記載された被疑罪名	丁数	備考
1	5・31・員	暴力行為法違反等	6	
2	6・1・員	公妨等	2	
3	6・2・検	暴力行為法違反等	15	本件殺人の事実関係部分のみ却下 被告人F関係で二号書面として請求
4	6・4・員	公妨等	13	本件殺人の事実関係部分のみ却下
5	6・5・員	〃	3	
6	6・5・員	〃	6	本件殺人の事実関係部分のみ却下

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
7 ・ 14 ・ 検	6 ・ 24 ・ 検	6 ・ 24 ・ 検	6 ・ 14 ・ 検	6 ・ 14 ・ 検	6 ・ 14 ・ 員	6 ・ 12 ・ 員	6 ・ 9 ・ 員	6 ・ 7 ・ 検	6 ・ 7 ・ 員
殺 人 等	"	"	"	暴力行為法違反等	"	"	公 妨 等	暴力行為法違反等	公 妨 等
8	4	15	3	8	4	18	9	25	3
本件殺人の事実関係部分のみ却下				本件殺人の事実関係部分のみ却下		"	本件殺人の事実関係部分のみ却下	本件殺人の事実関係部分のみ却下 被告人F関係で二号書面として請求	

(二) 被告人F関係

18	17
7 ・ 15 ・ 検	7 ・ 15 ・ 検
〃	〃
2	3
〃	〃

番号	1	2	3	4	5	6
作成月日、供述録取者	7 ・ 22 ・ 員	7 ・ 27 ・ 員	7 ・ 28 ・ 員	7 ・ 29 ・ 員	7 ・ 29 ・ 検	7 ・ 30 ・ 員
調書に記載された被疑罪名	暴力行為法違反、威力業務妨害、公妨、傷害	暴力行為法違反、公妨、傷害	〃	〃	暴力行為法違反等	暴力行為法違反、公妨、傷害
丁数	19	14	23	3	14	6
備考	本件殺人の事実関係部分のみ却下	〃	〃	〃	〃	〃

7	7 ・ 30 ・ 員	暴力行為法違反、公妨、傷害	17	本件殺人の事実関係部分のみ却下
8	7 ・ 31 ・ 検	暴力行為法違反等	11	本件殺人の事実関係部分のみ却下 被告人T関係で二号書面として請求
9	8 ・ 11 ・ 員	殺人 人 等		
10	8 ・ 12 ・ 員	〃		